○草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付要綱

平成１５年７月７日

告示第１２８号

（趣旨）

第１条　市長は、身体障害者または知的障害者が利用する公共交通機関の交通費負担が軽減されている現状にかんがみ、障害者支援施設等に公共交通機関を利用して通所する精神障害者の交通費負担の軽減を図ることにより、精神障害者の自立、社会参加および社会復帰を促進するため、予算の範囲内において、交通費の一部を補助するものとし、その補助に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和５９年草津市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「障害者支援施設等」とは、精神障害者が利用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１２項に規定する自立訓練（自立訓練のうち生活能力の向上に係るものに限る。）のサービスを提供する事業所、同条第１３項に規定する就労移行支援のサービスを提供する事業所、同条第１４項に規定する就労継続支援のサービスを提供する事業所、同条第２７項に規定する地域活動支援センターのうち「地域生活支援事業の実施について」（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める地域活動支援センターⅢ型の事業を行うものおよび滋賀型地域活動支援センターをいう。

２　この要綱において「公共交通機関」とは、人の移動に利用される鉄道、バスなどの運輸機関をいい、通所のために、精神障害者もしくはその家族が使用する自家用自動車または障害者支援施設等が使用する送迎用車両等は含まないものとする。

３　この要綱において「交通費」とは、精神障害者が現に居住する自宅等から障害者支援施設等に公共交通機関を利用して通所する場合の運賃をいい、最も効率的で廉価な方法による通所運賃とする。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、市内に居住する精神障害者で、障害者支援施設等に通所するもの（その者が１８歳未満の場合は、その者を扶養する者）であって、各月において、

４，０００円以上の交通費を負担したものとする。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１５条の２第１項第５号の規定により移送費扶助の支給を受けている者にあっては、各月において、交通費から移送費扶助額を控除した額が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の精神障害者保健福祉手帳の提示により割引を受けている者にあっては、各月において、交通費から当該割引を受けている公共交通機関の交通費を控除した額が４，０００円以上である者を補助対象者とする。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象経費は、各年度の４月１日から３月３１日までの交通費とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度の途中で補助対象者となった場合の補助の対象経費は、補助対象者となった日から、当該会計年度の３月３１日までの交通費とする。

（補助額）

第５条　補助の額は、各月の補助対象経費の２分の１に相当する額とする。ただし、１０，０００円を限度とする。

（交付申請）

第６条　補助を受けようとする者は、草津市精神障害者障害者支援施設等通所者交通費補助金交付申請書（別記様式第１号）に、交通費および通所実績証明書（別記様式第２号）および障害者支援施設等の発行する出勤簿の写しを添えて市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請は、８月、１２月および翌年度の４月の各月の１０日までに行うものとする。

（交付決定等）

第７条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助の可否を決定する。

２　市長は、前項の規定により補助の可否を決定したときは、申請者に対して、草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第３号）により通知する。

（交付請求）

第８条　前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、草津市精神障害者支援施設等

通所者交通費補助金交付請求書（別記様式第４号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第９条　規則第１３条に規定する実績報告は、第６条第１項の交付申請書の添付書類により実績報告されたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第１０条　規則第１４条の規定による補助金等の額の確定通知は、第７条第２項に規定する決定通知によってなされたものとみなす。

（補助金の返還）

第１１条　市長は、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正な手段により補助を受けたことが明らかになったときは、交付決定を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

２　市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金決定取消通知書（別記様式第５号）により通知する。

３　市長は、第１項の規定により交付決定を取り消したときは、草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金返還請求書（別記様式第６号）により補助金の返還を受けることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成１５年７月７日から施行し、平成１５年度以後の補助金について適用する。

付　則（平成１９年１１月８日告示第２３０号）

この要綱は、平成１９年１１月８日から施行し、改正後の草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付要綱の規定は、平成１９年度以降の補助金について適用する。

付　則（平成２１年３月１８日告示第３９号）

この要綱は、平成２１年３月１８日から施行し、改正後の草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付要綱の規定は、平成２０年度以降の補助金について適用する。

付　則（平成２１年１２月２５日告示第２４０号）

この要綱は、平成２１年１２月２５日から施行し、改正後の草津市精神障害者支援施

設等通所者交通費補助金交付要綱の規定は、平成２１年度以降の補助金について適用する。

付　則（平成２５年４月１日告示第８６号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則（平成２６年８月６日告示第２６６号）

この要綱は、平成２６年８月６日から施行する。

付　則（平成３０年３月２６日告示第５６号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。